

ニホンジカの保護及び管理に関する最近の動向と求められる対応

本年度のニホンジカの保護及び管理に関する検討を行うにあたり、これまでのニホンジカの保護及び管理の取り組みと状況を整理し、現在の課題や求められる対応を明確にする。

1. これまでのニホンジカを巡る施策及び生息状況等の状況の整理、要点の抽出
2. 特に前回ガイドライン改訂から現在までの状況の変化
3. 現在求められる対応

1. これまでのニホンジカを巡る施策及び生息状況等の状況の整理、要点の抽出

(1) 個体数、分布域が増加、拡大

全国的な分布調査は 1978（昭和 53）年、2003（平成 15）年に実施されている。また、2002（平成 14）年度から運用されている捕獲報告様式による捕獲位置報告により、近年の分布域が推定されている。これらによると、ニホンジカの分布は依然として拡大傾向にある。（1978（昭和 53）年から 2011（平成 23）年までの 33 年間で分布メッシュが約 2.2 倍）

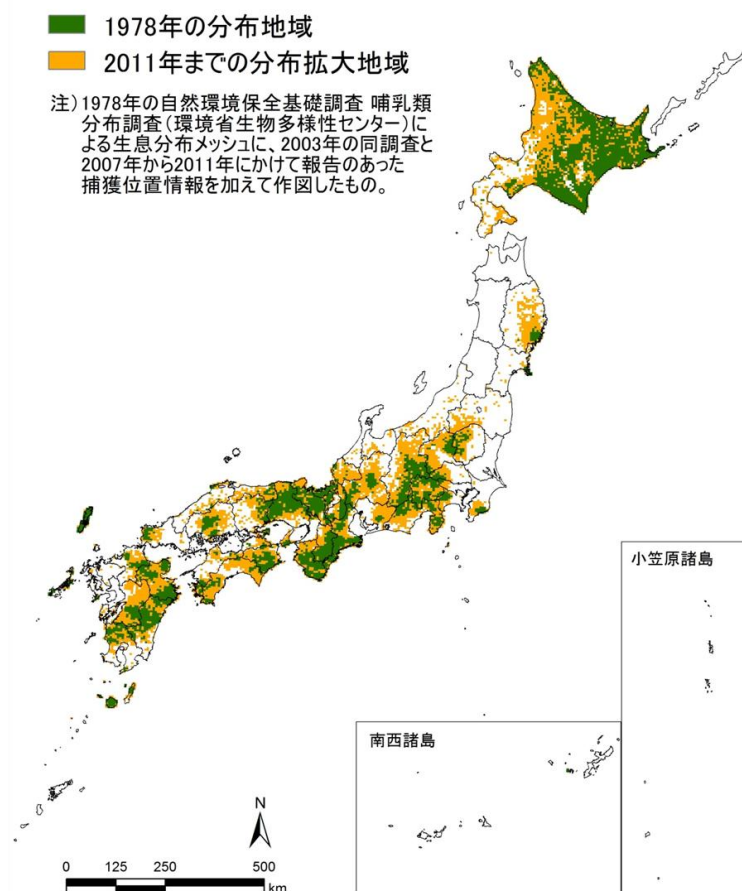


図 1 ニホンジカの分布状況と近年の捕獲位置状況

(2) 狩猟者の減少

狩猟者登録数は 1990（平成 2）年には 25 万人を超えていたが、ほぼ一定の比率で減少しており、2010（平成 22）年には 15 万人を下まわった。この減少は、銃猟免許者の減少によるものである。逆に網・わな猟免許者（その多くはわな猟免許者）は少しずつ増加している。わな猟免許者の増加は、免許取得に対する行政の支援もあって、農家等による自衛のための免許取得が増えているためである。

狩猟者の年齢構成は著しく高齢化が進んでおり、1990（平成 2）年には 60 歳未満が 8 割を占めていたが、20 年後の 2010（平成 22）年には全体の 3 分の 1 程度に減少し、60 歳以上が 3 分の 2 を占めるに至っている。

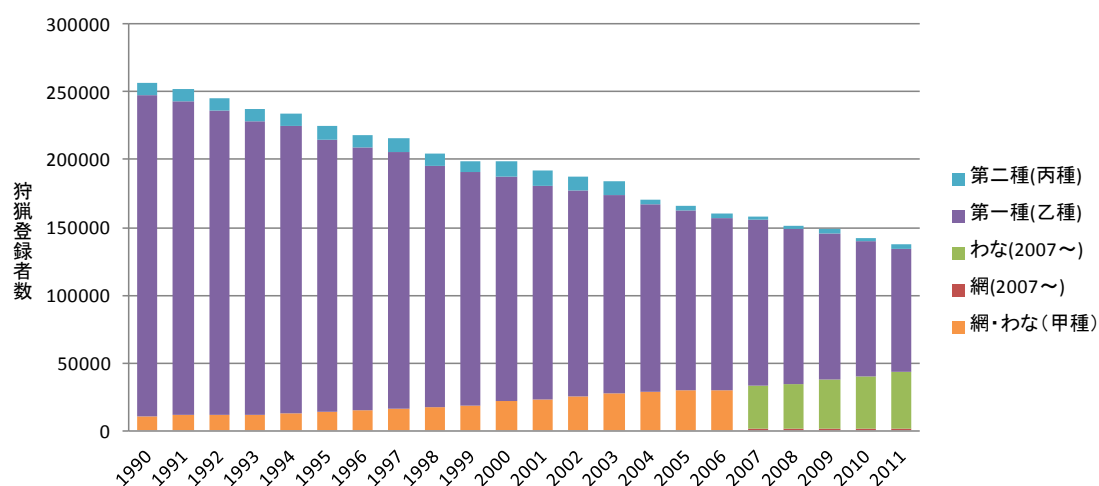


図2 狩猟登録者数の推移

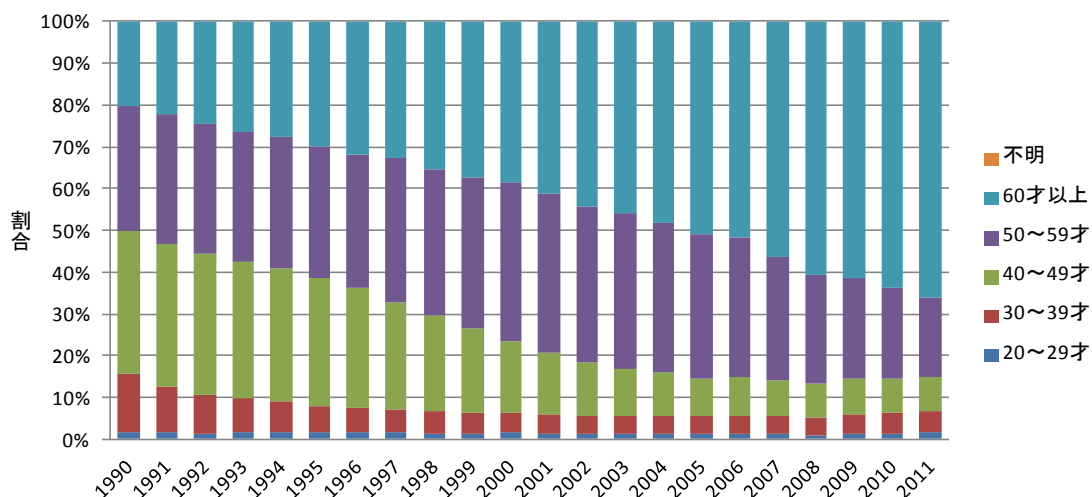


図3 年齢別狩猟免許交付状況

（３）特定計画制度の普及（計画の策定）

ニホンジカが分布するほぼ全ての都道府県で策定されている（38／47 自治体）。

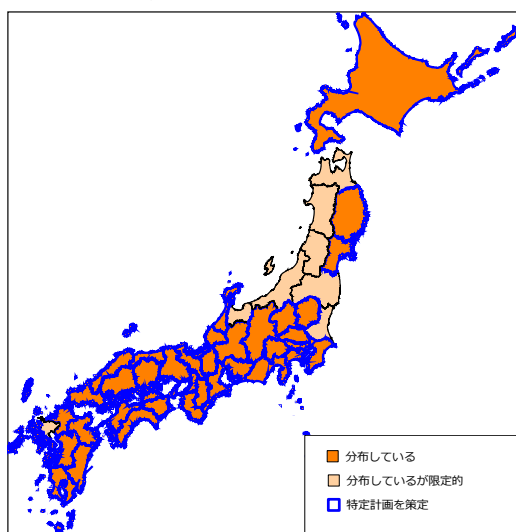


図４ 特定計画策定状況

（４）特定計画策定による狩猟に関する規制緩和の活用

狩猟期の１日あたりの捕獲頭数制限の緩和、狩猟期間の延長、くくりわな径の制限緩和等が多く計画で行われている。

規制緩和の内容	１日当たりの捕獲頭数の制限	狩猟期間の延長
自治体数（38）	37	35

（５）捕獲数は継続して増加の傾向

狩猟、許可捕獲（有害鳥獣捕獲や個体数の調整）を含めたニホンジカの捕獲数は増加し続けている。許可捕獲によるニホンジカの捕獲数は、1995（平成 7）年までは狩猟による捕獲の 2 分の 1 以下を占めるにすぎなかったが、増加を続け、2010（平成 22）年度には狩猟による捕獲よりも許可捕獲の方が多くなった。

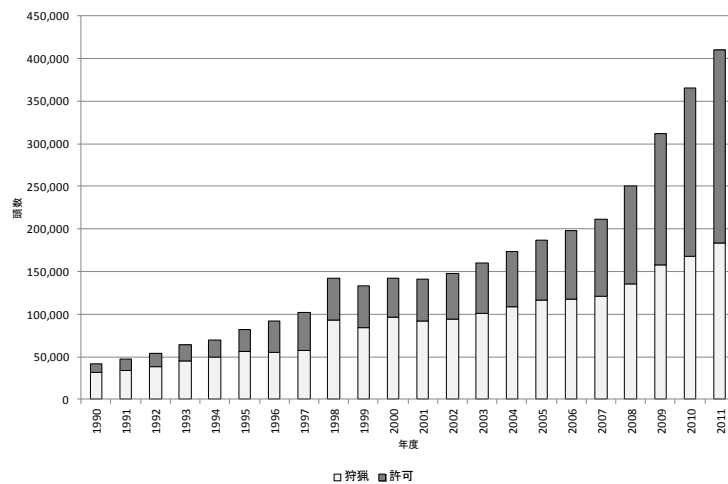


図5 ニホンジカの狩猟、許可捕獲別捕獲数

2. 特に前回ガイドライン改訂（2010）から現在までの状況の変化

（1）捕獲数は増えているが、個体数増加・分布域拡大を抑え切れていない

2013（平成 25）年度に環境省が発表した全国の推定生息数は 261 万頭（中央値、北海道を除く、2011（平成 23）年度時）であり、現在の捕獲数を維持した場合、平成 37 年度には 500 万頭まで増加すると推定された。また、2013（平成 25）年度に環境省が都道府県鳥獣担当部局を対象に実施したアンケート結果によれば、最近（3～5 年）の生息数、生息密度の動向は、6 割近い計画で上昇傾向であり、捕獲の効果を発揮して減少・低下傾向であるのは 1～2 割にとどまる状況だった。

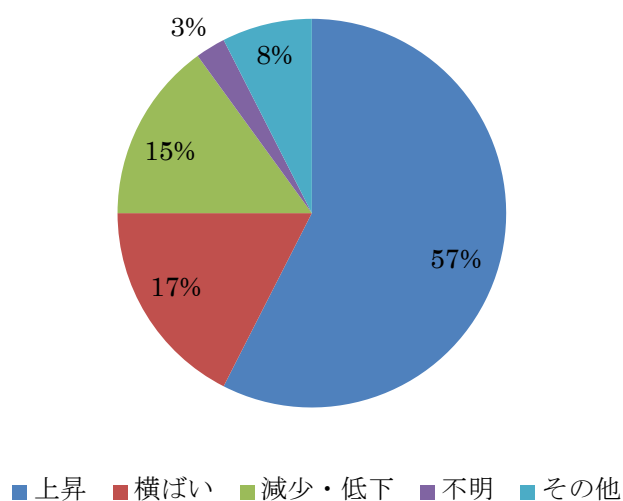


図6 最近（3～5 年）の生息数、生息密度の動向
（平成 25 年実施都道府県アンケートより）

(2) 推定生息数や目標捕獲頭数が過小であるために個体数増加が抑えられていない

目標捕獲頭数を達成しているにもかかわらず、生息数・生息密度が増加傾向であることが多いこと等から、これまでの推定生息数や目標捕獲頭数は過小であったと考えられる。

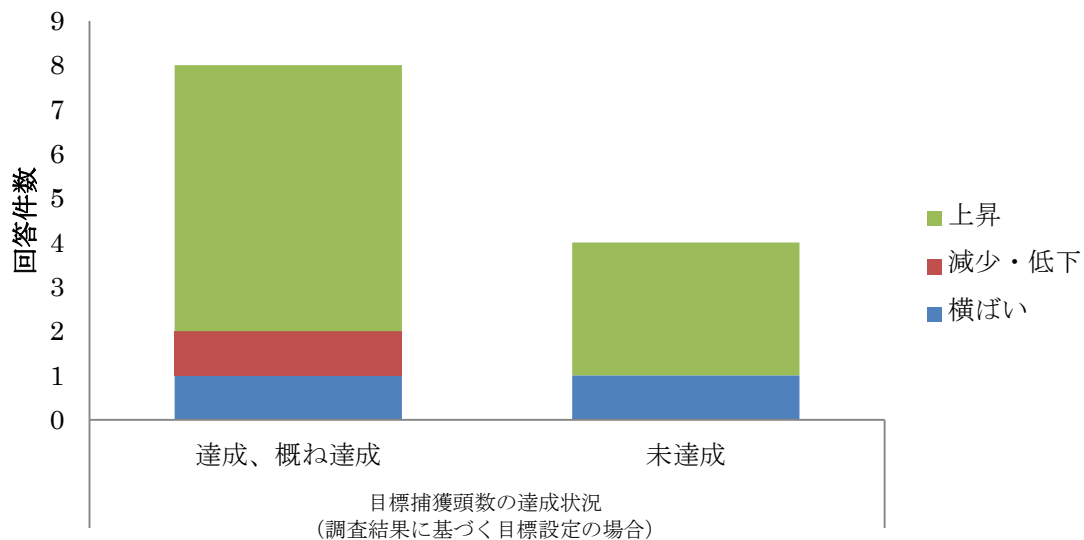


図7 目標捕獲頭数の達成状況と、最近(3～5年)の生息数、生息密度の動向
(平成25年実施都道府県アンケート)

(3) 必要とされる全国レベルでの捕獲規模の提示

2013(平成25)年度に環境省が発表した全国レベルでの統計学的手法を用いた生息数推定に関連し、生息数を減少させていくには大幅な捕獲数の拡大が必要であることが示された。

(4) 法律改正による、新たな事業や制度の創設・導入

改正法に基づき、指定管理鳥獣の管理に関する指定管理鳥獣捕獲等事業、認定事業者制度が創設・導入され、夜間銃猟等に関する特例も設けられた。

(5) 国による捕獲目標の設定

平成25年12月26日に環境省・農林水産省が共同で、ニホンジカ、イノシシの生息数を10年後(平成35年度)までに半減する目標を提示した(当面の全国レベルの目標)。

3. 現在・今後直近で求められる対応

(1) 捕獲規模の明確化

生息密度指標の過小評価は多くの計画で認識されてきたものの、捕獲数との乖離を解決する対応ができた事例は非常に少なかった。そのため、捕獲プロセスを組み込んだ階層ベイズ法による生息数の推定により、この点に関する対応が図られつつあり、平成 26 年度の国事業により、都府県別の生息数の推定が行われているところである。捕獲計画の具体化につながるような各地域の実情に応じた捕獲規模の明確化が求められている。

(2) 捕獲計画の具体化

捕獲規模が明確になった場合、それを実現するための捕獲基盤の整備が必要である。特に、狩猟者の減少が進む中、限られた人的資源を戦略的に活用していくための捕獲計画を具体化していく必要がある。

(3) 捕獲の担い手、捕獲体制の整備

狩猟者の減少・不足の中、短期的・長期的視点にたった捕獲の担い手の確保、捕獲体制の整備を進めていく必要がある。

(4) 捕獲効果の検証とフィードバック

捕獲プロセスを組み込んだ階層ベイズ法による生息数の推定においても、常に不確実性が伴うため、効果検証とフィードバックといった順応的管理が重要である。